

和解について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 2 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

青梅市と相手方における平成 2 5 年度から令和 4 年度までの青梅市地域包括支援センター事業運営委託契約および平成 2 6 年度から平成 2 9 年度までの青梅市在宅介護支援センター事業運営委託契約にもとづく委託料（以下「委託料」という。）にかかる消費税相当額（地方消費税相当額を含む。以下同じ。）の過払分に対する返還等について和解したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定にもとづき、この案を提出いたします。

和解について

青梅市は、委託料にかかる消費税相当額の過払分に対する返還等に関し、下記のとおり和解する。

記

1 和解の相手方

東京都青梅市末広町 1 丁目 4 番地の 5

医療法人財団岩尾会

理事長 室 愛 子

2 事案の概要

青梅市と相手方は、委託料にかかる消費税について共通錯誤があったため、青梅市が相手方に対し、過去複数年度にわたり消費税相当額を過払いしていた。

3 和解の内容

- (1) 相手方は、委託料にかかる消費税相当額の過払分について、青梅市に対し、下記 4 の額の返還義務があることを認める。
- (2) 相手方は、青梅市に対し、下記 4 の額を返還する。
- (3) 青梅市は、その余の請求を放棄する。
- (4) 青梅市および相手方は、委託料にかかる消費税相当額の過払分に対する返還等に関し、この和解によるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

4 返還額

¥ 3 0 , 1 2 6 , 5 0 5 . —